

【京都市】被保護者健康管理支援事業データ分析業務 質問及び回答

質問内容		回答
(別添) 被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析業務仕様書(案)		
3 施設, 機器等		
3-(1) 業務従事場所及びスペース	本市執務室内で業務を全て完結させず、個人情報を匿名化したデータを自社に持ち帰り、セキュリティ対策が行われている事務所内で帳票作成等の業務を行うことは可能か。	本市が承諾した場合に限り可能ですので、受託事業者のセキュリティ対策等を踏まえて判断します。ただし、承諾した場合であっても、電子媒体を使用して持ち帰っていただく必要があります。
3-(2) 機器	使用料はどの程度を見込めばよいのか。 また、1時間単位の使用料も示してほしい。	レセプト管理システム運用パソコン4台, 事務用机4台, 事務用椅子4台, 保管庫1台の物品を通年で使用された場合には約25万円の使用料を徴収していますので、参考にしてください。
4 委託業務内容		
4-(1) データの提供	対象年月は別途定めるとあるが、レセプトデータ, 健康審査結果データの分析対象となる期間(12ヶ月等)は決定しているか。	最長で5年間分のデータ提供を想定しています。
4-(1) データの提供	レセプトデータ, 被保護者データ等は, 本市が準備し, CD-Rなどの媒体に格納のうえ提供されるのか。若しくは, 本市レセプト管理システム等から受託者が出力して準備するのか。	レセプトデータ等は本市が準備しますが, 本市レセプト管理システムから出力し, 電子媒体に格納する作業は, 受託事業者により対応していただきます。なお, CD-R, CD-RW, DVD, ブルーレイディスクの電子媒体については, 受託事業者において準備していただきます。
4-(2)-ア 現状分析及び健康課題の把握	「地区分析」とあるが, 区コード(保険者番号)よりも更に細かい分析を実施するための情報を提供することは可能か。	可能ですが, 提供の要否も含めて本市において判断させていただきます。
4-(3)-ア 分析結果の納品	中間報告及び最終報告について, 実施時期の目安はあるか。	中間報告は年内, 最終報告は年度内を目途として想定しています。
別添1 レセプトデータ		
「訪問看護」とあるが, 「訪問看護レセプト」の分析も必須か。		本市としては, 可能な限り広範なデータ分析を求めます。
電子レセプト情報「RECORD_INFO_***.csv」について記載されているが, その他に, 固有テキスト情報「PECULIARTEXTINFO_***.CSV」は提供されるとの認識でよいか。		御認識のとおりです。
自立支援法等の公費併用レセプトは提供データに含まれるか。		提供データには含んでません。
その他		
プレゼンテーションについて, 参加可能人数の目安はあるか。		2名を目安として検討してください。